



平成 28 年 5 月 22 日発行

広報うき号外を発行しました。生活再建に向けた大切な情報をお届けいたします。ぜひご一読いただきますようお願いいたします。各世帯にお届けするほか、各避難所などにも配布しています。これらの情報は公式ホームページや市情報メールなどで随時お知らせしています。広域避難している人など、この広報紙が届かない可能性のある人をご存じでしたら、ご周知いただきますようお願いいたします。

なお、次号の広報うき（定期版）は6月1日（水）発行予定です。

罹災証明書の発行が始まります

お問い合わせ

総務課 ☎32-1111

(内線 1216 ~ 1224)

5月13日までに申請いただいた分の罹災証明書の発行を始めます。混雑や混乱を避けるため、地区ごとに発行日を分けています。できるだけ、お住まいの地区の発行日にお受け取りください。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

発行日程

発行日	発行対象地区
5月24日（火）	松橋校区・当尾校区
25日（水）	河江校区・小野部田校区・小川校区
26日（木）	豊福校区・豊川校区
27日（金）	不知火校区・豊野町全域
28日（土）	松合校区・海東校区・三角町全域
29日（日） 以降	全地域
5月30日（月） ～ 6月5日（日）	①5月14日以降に申請した人 ②貸家所有者

受付時間 午前9時～午後4時

発行場所 市役所新館第2会議室

必要なもの

- ・罹災証明書受取通知書（郵送されます）
- ・本人確認資料（運転免許証など）
- ・委任状（本人および世帯員以外が受領する場合）
- ・罹災届出証明書（受領している場合）

※左記の発行日以降でも罹災証明書の発行は継続します。発行場所は新館の予定ですが、都合により変わることもあります。あらかじめご了承ください。

注意事項

発行日当日に受け取りができない場合は、発行日以降であれば受け取りが可能ですが、**指定発行日より前に受け取ることはできません。**

【ご案内】罹災証明書の発行に合わせて、市役所新館第3・4会議室で次の受け付けを行います。世帯主の預金通帳などが必要な場合があります。詳しくはお尋ねください。

- ・生活再建支援金
- ・義援金受領の申請
- ・住宅応急修理制度
- ・被災家屋などの解体、撤去
- ・応急仮設住宅の入居者募集

【裏面にも記事を掲載しています】

応急仮設住宅の入居者募集をはじめます

お問い合わせ
高齢介護課
☎32-1406

応急仮設住宅の入居者を募集します。

- ・松橋町当尾団地 30戸
- ・小川町南出村団地 20戸
- ・豊野町豊野団地 10戸

※仮設住宅名はいずれも仮称です。

入所条件（次の全てに該当すること）

- ・平成28年4月14日時点において、宇城市に住所を有する人
- ・熊本地震による住居の全壊または大規模半壊により、居住する住宅がない人
- ・自らの資力で住居を確保することができない人
- ・災害救助法に基づく住宅応急修理制度（みなし応急仮設住宅）を利用していない人
- ・熊本県被災者向け民間賃貸住宅借上げ制度を利用していない人

申し込み方法

応急仮設住宅入居申請書（申請窓口）に必要事項を記入、押印し、罹災証明書（写し）を添付の上、下記の窓口を持参するか、郵送でお申し込みください。

【申請窓口】 市役所新館第3会議室

【郵送受付】 〒869-0592 住所不要
宇城市高齢介護課 応急仮設住宅担当あて

受付期間

罹災証明書発行後～6月5日（日）

土日を含む午前9時～午後4時

※郵送の場合には6月5日（日）必着

被災宅地の危険度判定を実施します

お問い合わせ 都市整備課 ☎32-1694

宅地の土台となっている擁壁やブロック積みなどの危険度判定を行う制度があります。この制度は、**罹災証明の判定とは関係ありません。**

申請窓口 都市整備課 市役所2階16番窓口

持参するもの 構造物（ブロック積みや擁壁など）の亀裂や傾きが分かる写真

入居者の選定方法

応募者多数の場合は入居希望団地ごとに抽選を行うことを原則としますが、次の優先要件に該当する入居者を優先して選定します。あらかじめご了承ください。

【優先する要件】

- ・75歳以上の高齢者だけで構成される2人以上世帯
- ・身体障害者手帳1級または2級の人がいる世帯
- ・養育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人がある世帯
- ・高齢者や障害者（児）がいて、家族介護が必要と認める世帯
- ・3歳以下の乳幼児または妊婦のいる世帯
- ・中学生以下の子どもが3人以上いる世帯

入居時期

平成28年6月中旬～下旬を予定しています。

※詳細は入居決定通知書でお知らせします。

その他

- ・入居期間は2年以内です。家賃は必要ありません。
- ・駐車場は原則として1世帯1台分です。
- ・食事代、電気代、水道代、ガス代および共益費、自治会費などは、入居者の負担です。
- ・ペットは室内飼育のみ許可します。

日本財団からの見舞金制度

お問い合わせ
日本財団災害復興支援センター熊本本部
☎070-3623-9611

対象 4月14日時点で熊本県内に居住し、罹災証明書で「全壊」「大規模半壊」と認定された世帯。賃貸住宅に居住の場合も対象となります。手続きには罹災証明書が必要です。なお、非住家や事業所は対象となりません。詳しくは上記までお尋ねください。

支給額 一世帯あたり20万円